

原議保存期間	1年(令和5年3月31日まで)
有効期間	二種(令和5年3月31日まで)

警察庁丁教厚発第825号
令和3年11月30日
警察庁長官官房教養厚生課長

警察大学校副校長
科学警察研究所総務部長
皇宮警察本部副本部長
各管区警察局総務担当部長
各管区警察学校長
警視庁警務部長
警視庁警察学校長
各道府県警察本部長
殿
(参考送付先)
庁内各課長

学校教養等における新型コロナウイルス感染症への取組について（通達）

学校教養等における新型コロナウイルス感染症への感染防止に係る取組については、「学校教養等における新型コロナウイルス感染症への取組について（通達）」（令和3年3月16日付け警察庁丁人発第127号。以下「旧通達」という。）等に基づき推進してきたところであるが、引き続き学校教養等における業務の継続性を確保するため、警察大学校、法科学研修所、皇宮警察学校、管区警察学校、警視庁警察学校及び道府県警察学校（以下「警察学校」という。）等においては、地域の感染状況等を踏まえつつ、下記の内容に則した感染防止への取組を推進・徹底されたい。

なお、本通達については、令和3年12月1日から運用を開始し、旧通達は同日をもって廃止する。

記

1 学校教養実施上の基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症への感染を防止するため、基本的な感染対策（マスクの着用、手指消毒等）、いわゆる「三つの密」の回避、入校予定者及び入校生並びに警察学校職員の体調管理等を徹底させること。

また、警察学校内で感染が疑われる症状又は感染が認められたときや地域における感染が拡大している状況が生じたときには、取組の強化を図るほか、授業の中断、縮小その他必要な措置を迅速かつ的確に講じること。

2 入校前の防止対策

(1) 入校の審査

教養対象者の入校の審査に当たっては、警察学校長に対し、基礎疾患等があるため重症化するリスクが高い職員及び育児・介護等の事情を有する職員（以下「特別

な事情を有する職員」という。)につき、本人の希望等を個別具体的に聴取した上で、選定し推薦すること。

なお、特別な事情を有する職員については、入校時期、入校する警察学校等につき、柔軟な措置を検討すること。

(2) 日常生活への指導等

入校予定者に対しては、入校2週間前から1日2回(朝・夕)の体温計測を必ず実施させるとともに、健康状態の異変を含めてその結果を記録させたもの(別記様式参照)を入校前に電子メール等適宜の方法により警察学校に提出させ、警察学校職員において異常の有無を点検すること。また、基本的な感染対策、「三つの密」及び「感染リスクが高まる「5つの場面」」を避ける行動に加え、不要不急の外出・外泊の自粛についても指示し、徹底させること。

なお、発熱等の症状が認められた時には、入校を予定している警察学校に確実に報告させること。

(3) 海外渡航に関する指導

感染症危険情報が高い国・地域に旅行や留学を予定している入校予定者に対しては、渡航計画の変更等について十分な検討を促すとともに、感染防止に向けた取組について指導の徹底を図ること。

なお、入校前1か月以内に海外に渡航した者に対しては、帰国後すみやかに健康状態を報告させるとともに、その後の状態についても定期的な報告を必ず求めること。

3 入校期間中の防止対策

(1) 特に厳格な対策を講ずべき期間

新型コロナウイルス感染症の潜伏期間が約2週間とされていることから、入校から約2週間は、体調の変化に特に注意させるほか、感染防止のための取組を地域の感染状況等に応じた的確に判断し、実施すること。

また、通学する入校生にあつては、通学期間中の校外での活動において感染リスクを高める行動を取らないよう特に指導すること。

(2) 生活指導等

入校生及び警察学校職員に対し、基本的な感染対策、「三つの密」を避ける行動、不要不急の外出・外泊の自粛等について徹底させるとともに、1日2回(朝・夕)の体温計測を実施させ、体調不良者の早期把握及びその適切な対応に努めること。

(3) 授業における感染リスクの軽減

ア 諸行事

講堂等の屋内に不特定又は多数の者が集合する入校式等の諸行事については、地域の感染状況、要請されている行動制限の内容等、諸事情や必要性を十分に検

討し、開催する場合には、式典の簡略化や入校生の座席間の距離を十分にとるなど、感染防止対策を徹底し、「三つの密」の場とならないような措置を講ずること。また、飛沫感染等を防ぐ観点から、国歌、校歌等の斉唱については、録音したものの放送など代替案も合わせて検討すること。

イ 講義

教場が換気の悪い密閉空間とならないように換気設備の適切な運転・点検を実施するとともに、定期的に外気を取り入れる換気（可能であれば、2方向の窓を同時に開けること。）を実施するほか、座席間の距離を十分にとるなど、教場が「三つの密」の場とならないような措置を講ずること。

また、教場への移動については、他の課程やクラスの入校生との接触を最小限に抑えるため、移動時間や動線の分離に努めること。複数の課程等が集合する合同授業等については、実施の必要性を十分に検討するとともに、入退場時間や動線の分離に努めること。

ウ 体育・術科

入校生相互の接触機会が多い体育・術科については、基本的な感染対策を改めて徹底した上で、原則として訓練中においてもマスクを着用するとともに、手の届く範囲内での声出しや正対しての大きな発声、声援等を避けるなど、入校生が相互に発声する機会を最小限に抑え、飛沫感染防止の措置を徹底すること。

また、授業終了後は、共有物からの感染防止のため、訓練施設及び訓練用資機材に対して、所要の消毒措置を行うこと。

エ 研修

不特定多数の者と接触する可能性の高い校外研修については、その必要性を十分に検討した上で行うこと。

(4) 寮生活等における感染リスクの軽減

食堂や浴場については、課程等ごとに時間差を設けて使用させるなど、一斉に入校生が集まる「三つの密」の場とならないよう留意すること。また、食事の際は、座席間の距離を取ること、感染症対策なしに向かい合わせにならないこと等を指導すること。食堂や浴場のほか、売店、談話室等の共用施設についても、消毒を適切に行うこと。

また、警察学校に出入りする事業者に対しても、感染防止対策に関する注意喚起や協力依頼を確実にを行うこと。

4 入校期間中の感染対策

(1) 感染が疑われる症状が認められたときの対応

ア 速やかな報告

入校生又は警察学校職員に感染が疑われる症状が認められたときは、他の者と

の接触を避けた上で、速やかに警察学校に報告させること。

イ 他の入校生との隔離

感染が疑われる入校生については、感染拡大を防止するため、他の入校生から離れた寮室において休養させること。

感染が疑われる入校生との接触が濃厚と認められる入校生についても、同様とすること。

また、感染が疑われる症状がない入校生に対しては、互いの接触を極力なくすよう指導すること。

ウ 授業等の見合わせ

入校生又は警察学校職員に感染が疑われる症状が認められたときは、感染の状況が判明するまでの間、原則として、全ての授業（入校生が互いに接触しないものを除く。）の実施を見合わせ、寮室における自習を課すなどの代替案を検討すること。

(2) 感染が認められたときの対応

入校生又は警察学校職員に感染が認められたときは、当該入校生等が使用した施設（教場、寮室等）、物品等に対し、所要の消毒措置を行うとともに、他の入校生等についても、都道府県の保健衛生部門の指示に従い、必要な措置を講じること。

なお、感染拡大防止のために見合わせた授業の再開等については、保健所の意見等を踏まえ、慎重に判断すること。

5 報告連絡体制の構築

(1) 感染拡大防止の徹底を図るため、最寄りの保健所との連絡窓口を設定するなど、報告連絡体制を構築すること。その際、報告連絡に係る一覧表を作成し、全ての警察学校職員に周知すること。

(2) 入校生又は警察学校職員に感染が疑われる症状又は感染が認められたときは、当課（学校教養係）に対し、入校生の人定、講じた措置等を速やかに報告すること。

6 職場教養における取組

職場教養を実施する場合についても、上記に準じた感染対策を徹底すること。

所属 階級 氏名

検温日	検温時間	検温結果	健康状態等
(記載例)			
○月○日	7:30	36.3℃	良好
〃	22:00	36.5℃	良好
○月○日	7:30	36.8℃	咳の症状あり。

発熱時等の連絡先 ○○警察学校○○科
 (電話: ○○○-○○○○ (内: ○○○○))